

産業ソーシャルワーカーの必要性

—働く人のためのメール相談—

○ 武蔵野大学 前廣 美保 (8308)

キーワード：産業ソーシャルワーク・重篤な問題の予防・メール相談

1. 研究目的

近年の日本社会においては、家族と過ごす時間や余暇に比べて、仕事や労働に時間と労力をかける比重が多い傾向にあり、過労死や自殺者の多さが問題となっている。労働者が個人的な課題を抱えながら働き続け、心身に不調をきたせば、本人と家族だけでなく社会にも大きな損失となる。個人の課題が重篤となり、医療や福祉、司法による支援が必要となる前に、労働者にとって日々の中心となる居場所である職場で予防する手段があれば良い。その役割を果たすために、ソーシャルワークの専門的技術と理論は最適である。しかし、現状では「産業ソーシャルワーカー」の必要性は、産業界のみならず社会全体において、ほとんど知られていない。

本研究では、個人の課題が深刻な問題になる前の「予防」を目的とした産業ソーシャルワーカーの必要性を、先行研究や社会的調査から考察する。また、手軽な相談方法のひとつとして「メール相談」のシステムを紹介する。雇用する企業側にとっても、被雇用者である個人にとっても産業ソーシャルワーカーの関わりが有益であることを明らかにしたい。

2. 研究の視点および方法

産業ソーシャルワーカーの役割は、これまで産業保健を担ってきた産業医や産業保健師、産業カウンセラーのそれぞれの専門性を補完する。相談者の持つ課題が大きくなる手前で解決できるように、関係機関との連絡調整や、社会資源との連携を受け持つ。他の支援専門職と相互にその専門性を活かしつつ、働く個人である相談者が持つ問題解決の力を引き出すことを目的としている。

本稿では、主にアメリカでの先行研究を参考にしながら、日本の労働者に関する社会調査の分析を元に考察を行い、日本社会の家族と労働の環境変化とその影響について考察する。さらに、産業ソーシャルワーカーの機能と意義を明らかにするために、企業からソーシャルワーカーが委託されるメール相談について、その機能を紹介する。

3. 倫理的配慮

本報告にあたっては、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に従って倫理的配慮を行っている。

4. 研究結果

職場でのストレスチェックによって高ストレス者が発見されても、産業医の面談を受ける人はごくわずかであることが報告されている。その背景には、「精神病」「障害者」とレッテルを貼られることに対する抵抗感や、「自分でなんとかしなくては」という責任感の強さがあるのではないかと考えられる。

人が精神的な課題に追い詰められる状況は職場内での困難や忙しさだけでは生まれない。精神的な苦痛の原因のほとんどは、本人と家族も含めた日常生活の中にある。そして、それらの多くは、一見してそれほど困難な課題であるように見えにくい。

雇用されて働く個人にとって、日常生活に悩みがあっても、仕事を休んで公的機関を訪れるのは難しい。もし職場内に、誰にも知られずに匿名で、悩みや課題を相談できる場所があれば、仕事の合間に相談の時間を作ることができる。インターネットでの情報交流が活発になった現代社会では、「メール相談」はまさに、手軽に匿名で、時間と場所を選ばずに相談できる手段である。

産業ソーシャルワーカーがメールで相談を受ける仕組みによって、相談者は、些細なことでも気軽に相談できる。事態が深刻になる前に食い止めることも可能である。

5. 考察

アメリカでは「産業」あるいは「職場における」ソーシャルワークはすでに 1880 年代から始められていたという。その目的は女性と移民男性についての倫理の構築と社会化であり、当時のアメリカの職場としての工業・産業にとっては、比較的新しい概念であった。

130 年後、今の日本においても、女性の抱える生活課題、外国人労働者の権利や労働環境に関する課題は、いまだ顕著に存在している。ソーシャルワーカーである社会福祉士と精神福祉士の専門的スキルを活用して、企業で働く人や個人事業主、あるいは家庭を運営する主婦などからの「相談」を通して、重篤な問題を予防することができるのである。

労働者の就労を継続することは、貧困や孤立の予防につながる。働く人々を日本社会全体で守る体制を築いていくために、ソーシャルワークの関係調整の力が求められている。同時にまた、その専門性が社会に必要であることを、ソーシャルワーカーが連携して啓蒙してゆく活動も必要であろう。

【参考文献・資料】

Gary M. Gould, Ph.D. & Michael L. Smith, Ph.D. *Social Work in the Workplace*, Springer, 1988

「一般社団法人産業ソーシャルワーカー協会」 <http://www.jiswa.org/> 2017/7/24

「株式会社インクルージョンオフィス」 <http://inclusion-office.co.jp/> 2017/7/24